

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

B

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

第1. 設問1について

1. (1) まず、~~甲~~ Aが、自身がだまされていたことを認識した時点で犯罪は終了しており、乙にAに対する詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないという主張が考えられる。

5 (2) 次に、Aが自身がだまされていたことを認識した時点で犯罪の続行はもはや不可能となっているから犯罪は終了している。キ そうすると、乙が甲に協力し始めた時点で甲の犯罪は終了しているため、共同正犯には該当しない。よって上記主張は認められ~~ない~~^〇。

10 2. (1) 次に、乙には正犯意思が~~なく~~ Aに対する詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないという主張が考えられる。

(2) ~~共同正犯~~「共同して犯罪を遂行する(60条)」というには、共謀と共謀に基づき実行行為が必要であり、共謀とは~~意思~~ 共同遂行の合意を指し正犯意思と意思連絡を要する。そうすると、甲を介して仕方なく仕事を引きかた乙には正犯意思が~~なく~~、共謀があつたとしても思はれる。

15 しかし、乙は現金入りの荷物を盗むという重要な役割りであること、5万円の報酬を受け取る予定であったことに鑑みれば、正犯意思に欠けていたといえるので~~ない~~^〇。よって上記主張は認められ~~ない~~^〇。

第2. 設問2について

20 1. 甲が、Aに電話をかけた特別抽選の案内として行為につき詐欺罪(246条1項)が成立する~~〇~~^〇。

(1) 「人を欺いて~~交付財物~~と交付させた」というには、①欺罔行為②錯誤、③交付行為④~~財物~~^{上の財産}⑤①~④の因果関係を要する。

25 (2) ア 欺罔行為とは、交付交付行為に向けて、~~交付~~ 交付の前提となる重要な事項を偽ることをいふ。そこに交付行為とは財物の移転の移転と許可行為をいふ。

1. 上記行為は交付行為に向けたものとはいえず、欺罔行為には該当しない。

(3) 上記行為に詐欺罪は成立しない。

/ ページ
裏面へ

注釈の一覧 :56..pdf

ページ :1

番号 : 1	作成者 : higaki	タイトル : ノート注釈	日付 : 2022/11/28 7:58:03
着眼点はあるようですが、検討が必要です。			
番号 : 2	作成者 : higaki	タイトル : ノート注釈	日付 : 2022/11/28 7:59:38
端的に記載できています。甲の行為後に乙が関与したことから、承継的共犯についての主張も検討すべきでした。			
番号 : 3	作成者 : higaki	タイトル : ノート注釈	日付 : 2022/11/28 8:01:21
次のものと分けて検討する理由がわかりませんでした。			

2. 甲はEの指示で口座に50万円を振り込む指示を受けた行為について、

詐欺罪(246条(2))が成立する。

(1) 詐欺罪の成立要件は前記の通りである。

(2) 欺罔行為の定義は前記の通りである。また、50万円を甲の指示で

5 ^{F名義}口座に振り込むは、~~甲~~甲はF名義の預金通帳とキャッシュカードを所持しており、暗証番号も知っており、甲は50万円の終局的移転行為に
なり、交付行為にあたる。この上記行為は交付に同けられているとい

える。

そして、特別抽選に²参加すれば(980万円)がもらえることが真実でなければ

10 ~~50~~50万円もの大金を振り込むことは通常考えられなから、交付の判断の基礎
となる重要な事項を偽りにし、(したがって欺罔行為にあたる(①充足))。

(3) Eは~~特別~~上記欺罔行為において(980万円)がもらえるという錯誤に陥
り(②充足)、甲の指示で口座に50万円を振り込むという交付行為を(T-
(③充足))。これによりEは50万円の財産上の損害を生じた(④充足)。①~④
15 について因果関係に欠けることはない(⑤充足)。

(4) 故意(38条(1項))とは客観的構成要件該当事実の認識認識をいふこと。

甲は上記客観的構成要件該当事実を認識認識しており、故意が認めら
れる。

(5) よって甲に詐欺罪が成立する。

20 3. 甲、丙は、¹丙のキャッシュカードと暗証番号を用いて現金50万円をろき出した
行為について、詐欺罪(246条(2))が成立する。

この点、客体は人でなければならぬところ、Aは機械に過ぎないから、詐欺
罪は成立しない。³

4. では丙の上述行為について窃盗罪(235条)が成立する。

25 (1) 「他人の財物」とは、他人の占有する財物という。現金50万円はB銀行
の支店長の占有下にあり、「他人の財物」にあたる。

(2) 「窃盗取」とは、財物を占有者の意思に反して自己又は第三者の占
有に移すことという。

本件において、正当な財産権限のない者におよぼし出した占有者

30 たるB銀行のB銀行の支店長の意思に反するものである。そして、丙は

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

ページ :2

番号: 1	作成者: higaki	タイトル: ノート注釈	日付: 2022/11/28 8:02:52
定義を踏まえたいいい指摘です。			
番号: 2	作成者: higaki	タイトル: ノート注釈	日付: 2022/11/28 8:02:20
結局前述の行為を要件にあてはめるなら、分けて検討することに意味は無いように思いますが...			
番号: 3	作成者: higaki	タイトル: ノート注釈	日付: 2022/11/28 8:03:44
敢えて書くまでもないです。			

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法	(		

50円を自己の占有下に移動したのであるから、「窃取」したといえる。

(3) 丙は上記客観的構成要件該当事実を認識しており、故意がある。

丙は盗む金ほかに行為に及んだのであるから、不法領得の意思もあつて
50円

5 (4) よて丙に窃盗罪が成立する。

5. 甲に、窃盗罪の共同正犯が成立する。

(1) 「共同して犯罪を犯した」の定義は前述の通りである。

甲は、^{*} 犯行の計画を立て、丙にF多義の通帳をキャッシュカードと渡すよう
重大の役割を果たしており、正犯意思が認められる。丙は甲の~~計画~~
10 申し立てを承諾しており、窃盗罪について意思疎通があった。~~計画~~ 共同
と認められる。丙はかかる共同に基づき犯罪を犯した。

したがって「共同して犯罪を犯した」といえる。

(2) 甲は上記客観的構成要件該当事実を認識している。¹

(3) よて甲に窃盗罪の共同正犯が成立する。前述の詐欺欺罪に

15 及びその包摂一罪といえる。

以上

20

25

／ ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。